

令和7年度ひめじポイント利用規約（giftee Point Baseを用いる方法）

<目的>

本規約は、令和7年度ひめじポイント事業（以下「本事業」といいます。）に関して、ポイントの付与を受けるに当たってポイント利用者が遵守すべき事項や要件等を定めることを目的とするものです。

本事業は、対象となる姫路市民に対し、ポイントの付与を行うことで、教育支援や子育て支援を行うことを目的としています。

<付与するポイント>

本事業で付与するポイントは、1ポイントが1円に相当する、本市が指定したキャッシュレス決済サービスのポイントや商品と引き換え可能なクーポン等と交換できるポイントとします。

<ポイント施策及び申請期間>

別表のとおり

<ポイント付与事業者>

株式会社ギフトィ

<付与されたポイントの有効期限>

ポイント発行の翌年度の3月31日

※有効期限を過ぎるとポイントは失効し、利用できません。

※ポイントの換金・譲渡はできません。

※ポイント交換後のポイント利用等については、交換先の事業者の定めるとおりとなります。

※姫路市外に転出した場合、ポイントの確認及びキャッシュレス決済サービスのポイントや商品と引き換え可能なクーポン等との交換ができなくなります。

<ポイント利用者の資格>

1 ポイント利用者は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、ポイントの付与を受けることができます。

(1) 別表に定めるポイント付与要件を満たしていること。

(2) 姫路市に住民登録があり、かつ、マイナンバーカードを所持していること。

2 ポイントユーザーの登録は本人が行うものとします。

3 別表に示す本事業の各ポイント事業について、対象者一人につき同一要件で1回限りポイント付与を受けることができるものとし、重複する申請はできません。

<手続等>

- 1 ポイント利用者は、「xIDアプリ」において、マイナンバーカードによる認証を経たうえで、ポイントユーザーの登録を行います。
- 2 ポイント利用者がポイント付与要件を満たしていることを本市が確認できた場合、本市からポイント付与事業者が発行するポイントを付与します。

<注意事項>

- 1 次に掲げる場合は、ポイントユーザーの登録を受け付けることはできません。
 - (1) システム障害、点検、保守作業等の理由で受付を停止している場合
 - (2) マイナンバーカード又は署名用電子証明書が有効でないと判断した場合
 - (3) 登録に必要な情報が不足している場合
 - (4) その他やむを得ない事由による場合※なお、本市は、ポイントユーザーの登録を受け付けることができない場合であっても、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、一切の責任を負いません。
- 2 次に掲げる場合は、付与したポイントを無効とします。
 - (1) 同一のポイント事業に対し、同一の要件で2回以上の申請が確認された場合
 - (2) 申請内容に不備があった場合
 - (3) 本事業で不正行為が行われたと当市が判断した場合
 - (4) 本規約に違反する行為があった場合又はそのおそれがあると市が判断した場合
- 3 ポイント利用者がポイント付与に必要な申請を行う場合、原則として、当該申請に係る情報の変更等を行うことはできません。申請の取下げをする場合は、各ポイント事業の所管課までご連絡ください。
- 4 付与されたポイントに係る権利又はポイントの付与を受けることができる地位を第三者へ譲渡することはできません。
- 5 本市は、ポイントの付与を行った後に、ポイント付与要件を満たさないことが判明した場合又はポイント利用者から取消しの申出が行われた場合は、ポイント利用者に対するポイントの付与を取り消すことができます。なお、取消しが行われたことにより、ポイント利用者に損害等が生じても、本市及びポイント付与事業者は、自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
- 6 本事業の内容は、予告なく変更となる場合があります。また、本規約は、随時改定する場合があります。この場合、市ホームページなどに掲載することにより、本事業の内容の変更又は本規約の改定の内容を随時周知するものとします。
- 7 本事業の適切な運営を妨げる事象が生じた場合、これに類する状況が生じた場合その他本事業を継続しがたい事由が生じた場合は、本事業の中止又は延期をすることがあります。

8 本市は、ポイント利用者の本事業に起因する損害・不利益について一切の責任を負わないものとします。

9 本事業への申請に係る費用（インターネット通信料等）は、全てポイント利用者の負担となります。

<ポイント利用者の情報の取扱い>

本事業のポイント利用者情報の取扱いについて、ポイント利用者は次に掲げる内容に同意して申し込むものとします。

- (1) 本事業において取得したポイント利用者の個人情報は、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、慎重に取り扱います。
- (2) ポイント利用者の個人情報を、ポイント付与要件を満たしていることの確認（代理申請の場合における申請対象者のマイナンバーカード交付の有無、申請対象者及び申請代行者の世帯情報の確認を含みます。）、ポイント利用者へのご連絡、ポイント付与等本事業の運営に関する目的以外で利用することはありません。

別表「令和7年度ひめじポイント」一覧（ポイント管理サイトを用いる方法）

ポイント施策	ポイント付与要件	付与ポイント	申請期間
令和6年度学習ポイント	以下の条件を全て満たす、姫路市立中学校に所属し、「学習プラットフォーム」を利用する中学生の保護者 ・市内に在住していること ・「xIDアプリ」及び「マイナサイン」を利用して「miraiID」の登録を行っていること	・「学習プラットフォーム」の初回利用：500Pt ・「学習プラットフォーム」内コンテンツ「スタディサプリ」の令和7年1月27日以降の利用1回につき、20pt（日1回を上限） ただし、各年度におけるポイントは3,000 Ptを上限とする。	令和7年6月11日から令和8年3月31日まで
令和7年度学習ポイント	以下の条件を全て満たす、姫路市立中学校に所属し、「学習プラットフォーム」を利用する中学生の保護者 ・市内に在住していること ・「xIDアプリ」及び「マイナサイン」を利用して「miraiID」の登録を行っていること	・「学習プラットフォーム」の初回利用：500Pt ・「学習プラットフォーム」内コンテンツ「スタディサプリ」の令和7年4月1日以降の利用1回につき、50pt（日1回を上限） ただし、各年度におけるポイントは3,000 Ptを上限とする。	令和7年6月11日から令和8年3月31日まで